

加古川市交通死亡事故撲滅対策本部設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、加古川市生活安全条例（平成 15 年条例第 1 号）の基本理念に則り、多発する交通死亡事故の撲滅に努めるとともに、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりの積極的な推進を図るため、加古川市交通死亡事故撲滅対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 市長が、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令したとき。
- (2) その他、交通死亡事故が多発し、又は多発するおそれがある場合にあって、その対策を図る必要があるとき。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、防災安全部の所管に属する事務を分担する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、防災安全部長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる部の長をもって構成する。
 - (1) 企画部
 - (2) 総務部
 - (3) 市民協働部
 - (4) 福祉部
 - (5) こども部
 - (6) 建設部
 - (7) 都市計画部
 - (8) 教育総務部
- 5 本部員は、前項各号に定めるもののほか、必要と認められる者をこれに充てることができる。

(会 議)

第4条 会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、交通死亡事故撲滅に向けその対策について協議する。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、防災安全部生活安全課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、副市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 9 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。